# ID:　1116

## 担当部署:　福祉課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 基準該当療養介護医療費の支給 |
| **法令名****根拠条項** | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律　第71条第1項 |
| **法令番号** | 平成17年法律第123号 |
| 【基準】　法第71条第1項の規定による。　(基準該当療養介護医療費の支給)第71条　市町村は、特例介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けた障害者が、基準該当事業所又は基準該当施設から当該療養介護医療(以下「基準該当療養介護医療」という。)を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該基準該当療養介護医療に要した費用について、基準該当療養介護医療費を支給する。 |
| **標準処理期間** | 40日 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月1日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |